



## 朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

社長より一言

**杉田 康紘 さま**

(すぎた やすひろ)

20世紀は物と金を研究した企業がリーディングカンパニーになりました。21世紀は心の時代。人を研究し生産性をあげた会社がリーディングカンパニーになることは明らかです。ところが人のことは学問では研究されていますが、ビジネスの現場で誰でも使えるものはありません。当社は実践人間関係学をビジネスに応用し、セールスの成約率を倍増したり、社内の生産性を倍増する方法をご提供しております。

お客さま紹介

### 有限会社オンリーワンコンサルティング

(URL: <http://www.only1con.com/>)

◎会社概要

設立は2005年10月

経営コンサルタント(日本産業心理コンサルティング協会)実践人間関係学セミナーの開催、高確率成約セールス法、生産性を倍増する組織診断法をご提供しています。高確率セールス法は2倍のお客を集め、2倍の成約率になることに定評があります。

マネジメントに応用された企業では業務の生産性を倍増できています。

◎得意分野(商品紹介等)

「95日で結果を出す」を信念に、結果にこだわったコンサルティング業務を行っています。販売業、商社、サービス業、小売店に対し、お客さまの感情を基に集客、セールス、アフターフォローの方法を体系化した繁盛店マニュアルを提供し、繁盛店になるために何から取組めば結果が早く出るか分かる繁盛店化診断を実施しています。短期間で、少ないコストで実現できるようコンサルティングサポートしています。会社の潜在的な魅力とお客さまのニーズを引き出し、短期間で結果を出していきます。そういった面が評価され商工会議所とともに地域商店街活性化プロジェクトに参加しています。刈谷商工会議所にて「赤字店がライバルもうらやむ繁盛店になった95日」セミナーも開催いたしました。

また、企業は人なりというように、人の研究を通して人間関係をスムーズにし、セールスの成約率、会社の生産性を上げる事ができるビジネスノウハウを実践人間関係学のセミナーとして東京、名古屋、大阪で開催しています。

企業を対象としたサービスとして、社内の人間関係をスムーズにし、生産性を倍増する実践人間関係学の社内研修、生産性を倍増する組織診断、高成約率セールス研修、採用診断、新人研修プログラムなどを提供しています。

(有)オンリーワンコンサルティング  
社長 杉田 康紘 さま



話題の言葉

**FeliCa【フェリカ】**とはソニーが開発した非接触ICカード技術のことです。カードを读取端末にかざすだけで料金の精算などデータのやり取りができます。偽造・変造がしにくく、セキュリティ機能を備えており、さらに一枚のカードで複数のデータ管理が可能であるため、社員証等のIDカード機能を併せ持つカードとしても利用できます。既に電子マネーとしてビットワレット(株)の「Edy」やドコモの「おサイフケータイ」、公共機関のプリペイドICカードとしてJR東日本の「Suica」やJR西日本の「ICOCA」で導入されています。香港でも公共交通の共通ICカードとして「オクトパスカード」に導入され、今後は一般消費者向けエレクトロニクス製品全体に普及する可能性があります。(佐藤)

**情報会員募集中** 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

## Question (中小企業者等の少額減価償却資産の即時損金算入特例)

当社は、資本金5千万円の青色申告法人(株主はすべて個人)です。  
この度、パソコン1人1台体制を整備するため、1台15万円のパソコンを20台購入し、  
合計300万円につき、全額費用として会計処理しました。  
このような支出について、税務上も全額当期の損金とすることができますか？

## Answer

ご質問の事例では、貴社は中小企業者に該当し、パソコン1台の取得価額が30万円未満であるため、中小企業者等の少額減価償却資産の即時損金算入特例を適用して、税務上も全額を当期の損金に算入することができます。

ただし、地方税法にはこの特例規定がないため、償却資産税の対象資産となります。

なお、ご質問の事例では、パソコン1台の取得価額が20万円未満であるため、一括償却資産の損金算入制度を適用して、税務上、3年間で損金算入することもできます。  
この場合は、即時損金算入することはできませんが、償却資産税の対象外となります。

## 解説



### <中小企業者等の少額減価償却資産の即時損金算入特例>

中小企業者のうち、青色申告書を提出しているものについては、

- ① 取得価額30万円未満の減価償却資産を取得等し、事業供用している。
- ② 事業供用年度に取得価額の全額を損金経理している。
- ③ 確定申告書に明細書の添付がある。(別表十六に所定の記載がある。)

ことを条件に、取得価額の全額を即時損金算入することができます。

ただし、地方税法にはこの特例規定がないため、償却資産税の対象資産となります。

また、平成18年度税制改正により、取得価額の合計額が300万円を超える部分に係る資産の取得価額については、即時損金算入特例の適用外になるので注意が必要です。

※中小企業者とは、資本又は出資の金額が1億円以下の法人で、大規模法人に一定割合以上を所有されていないものをいいます。

### <一括償却資産の損金算入制度>

なお、減価償却資産の取得価額が20万円未満であれば、即時損金算入特例を適用せず、一括償却資産の損金算入制度を適用することもできます。この場合は、取得価額の全額が

## 根拠条文等

租税特別措置法第67条の5(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)

法人税法施行令第133条の2(一括償却資産の損金算入)

地方税法第341条第1項第4号(固定資産税に関する用語の意義「償却資産」)・地方税法施行令第133条(地方税法第341条第1項第4号の「償却資産」)

※お問合せ先:朝日税理士法人 052-571-5480 または info@asahitax.or.jp 土井まで